

【議案第 1 号】

旭川圏都市計画学校の変更について



旭川圏都市計画学校の変更について



【都市施設とは】

円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、
良好な都市環境を確保するうえで必要な施設

【旭川圏内の都市施設】

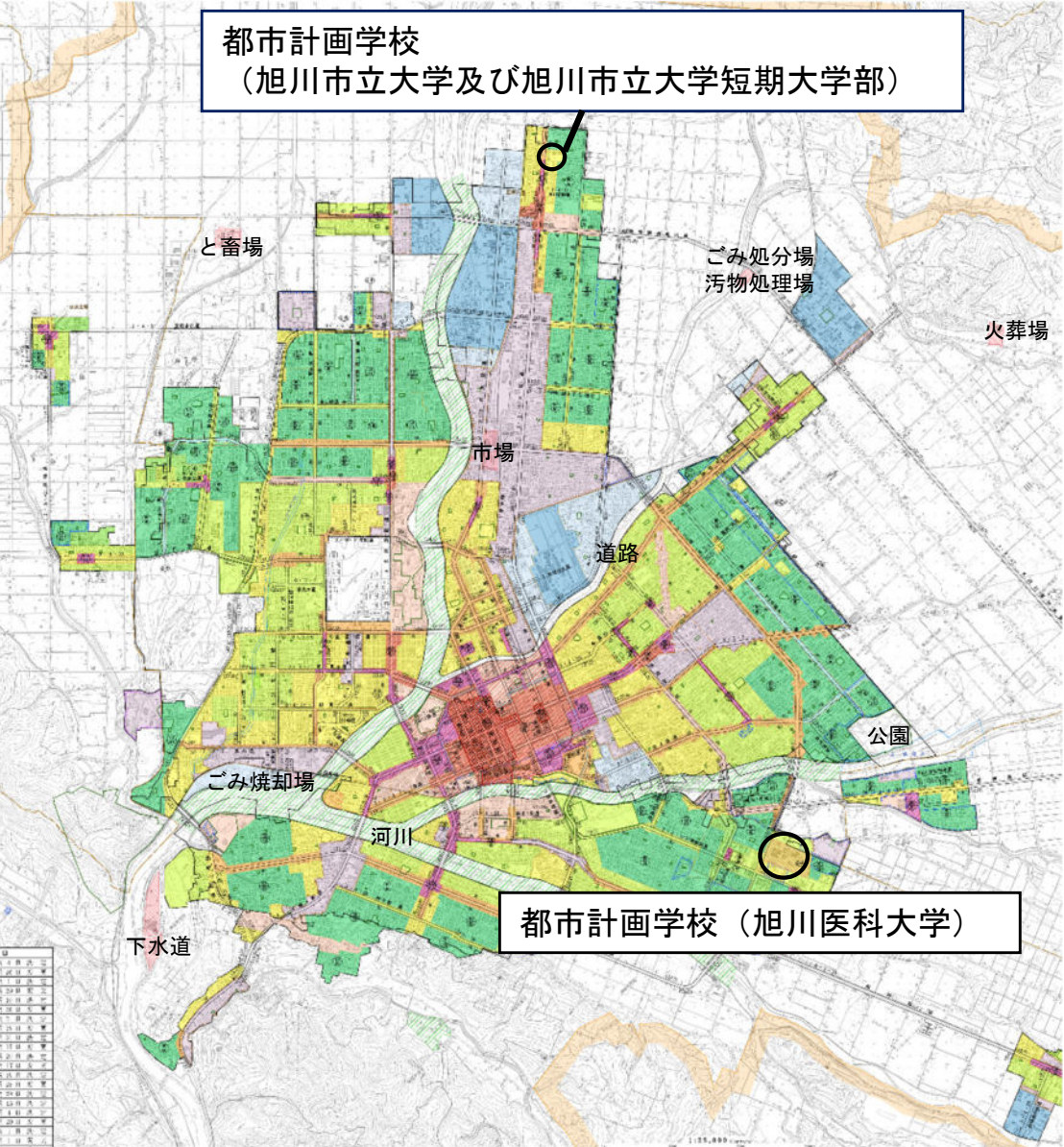
右表の□内は現在、旭川市にて
決定（指定）されているもの

—	交通施設（ ☐ 道路・ ☐ 都市高速鉄道・ ☐ 駐車場 ・自動車ターミナル・空港・港湾・軌道）
—	公共空地（ ☐ 公園・ ☐ 緑地・広場・墓園・運動場）
—	供給施設（水道・電気供給施設・ガス供給施設・地域冷暖房施設）
—	処理施設（ ☐ 下水道・ ☐ 汚物処理場・ ☐ ごみ焼却場・ ☐ ごみ処理場・その他の処理施設）
—	水路（ ☐ 河川・運河）
—	教育文化施設（ ☐ 学校・図書館・研究施設）
—	医療施設（病院・保健所）・社会福祉施設
—	☐ 市場・ ☐ と畜場・ ☐ 火葬場
—	1 団地の住宅施設
—	1 団地の官公庁施設
—	流通業務団地
—	公衆電気通信施設
—	防風・防火・防水・防雪・砂防・防潮の施設

旭川圏都市計画学校の変更について



【旭川圏内の都市施設（学校） 変更前】



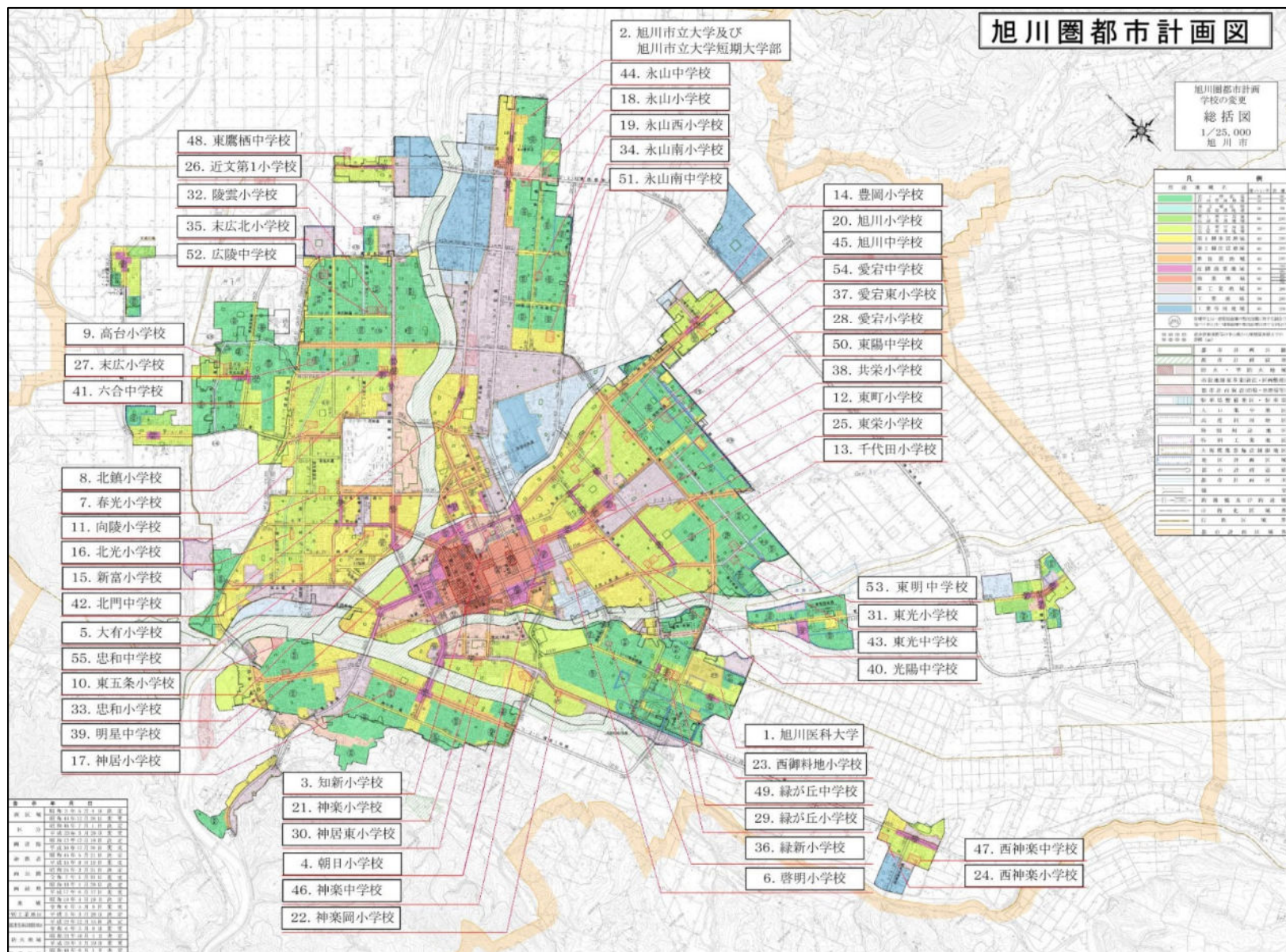
都市計画決定（変更）前

名称		位置	面積	備考
番号	学校名			
1	旭川医科大学	緑が丘東 2 条 1 丁目	約 23.2ha	
2	旭川市立大学 及び旭川市立 大学短期大学部	永山 3 条 2 3 丁目及び 永山 4 条 2 3 丁目	約 4.3ha	

旭川圏都市計画学校の変更について



【旭川圏内の都市施設（学校） 変更後】 都市計画学校の変更



旭川圏都市計画学校の変更について



【旭川圏内の都市施設（学校） 変更後】 都市計画学校の変更

都市計画決定（変更）後

名称		位置	面積	備考
番号	学校名			
1	旭川医科大学	緑が丘東2条1丁目	約23.2ha	
2	旭川市立大学 及び旭川市立 大学短期大学部	永山3条23丁目及び 永山4条23丁目	約4.3ha	
3	知新小学校	8条通13丁目	約1.7ha	・サッカー少年団用具収納物置含む
4	朝日小学校	5条通21丁目	約1.2ha	
5	大有小学校	旭町1条6丁目	約2.0ha	・放課後児童クラブ含む
6	啓明小学校	南2条通22丁目	約1.3ha	・野球少年団物置含む
7	春光小学校	末広1条1丁目	約1.4ha	・野球少年団用具収納物置含む
8	北鎮小学校	春光6条6丁目	約3.4ha	・サッカー少年団用具収納物置含む ・野球少年団用具収納物置含む ・放課後児童クラブ含む
9	高台小学校	春光台4条4丁目	約1.8ha	・スポーツ少年団用具収納物置含む
10	東五条小学校	東5条5丁目	約1.3ha	・サッカー少年団物置含む ・野球少年団物置含む
11	向陵小学校	住吉5条1丁目	約1.7ha	
12	東町小学校	豊岡3条1丁目	約2.5ha	・野球少年団用具収納物置含む
13	千代田小学校	東光8条3丁目	約2.0ha	・スポーツ少年団用具収納物置含む
14	豊岡小学校	豊岡10条3丁目	約1.7ha	・放課後児童クラブ含む
15	新富小学校	新富2条2丁目	約1.7ha	・サッカー少年団用具収納物置含む ・野球少年団用具収納物置含む
16	北光小学校	旭町1条16丁目	約2.0ha	・地域交流盆踊り大会用具収納物置含む ・野球少年団用具収納物置含む
17	神居小学校	神居4条6丁目	約2.2ha	・クロスハントリースー少年団用具収納物置含む ・野球少年団用具収納物置含む ・放課後児童クラブ含む

18	永山小学校	永山5条18丁目	約2.4ha	・放課後児童クラブ含む
19	永山西小学校	永山7条11丁目	約2.2ha	・放課後児童クラブ含む
20	旭川小学校	東旭川南1条6丁目	約2.5ha	
21	神楽小学校	神楽5条8丁目	約1.6ha	・野球少年団用具収納物置含む ・放課後児童クラブ含む
22	神楽岡小学校	神楽岡14条3丁目	約1.2ha	
23	西御料地小学校	西御料1条2丁目	約3.1ha	・放課後児童クラブ含む
24	西神楽小学校	西神楽北2条3丁目	約2.4ha	
25	東栄小学校	東光4条6丁目	約2.3ha	
26	近文第1小学校	東鷹栖3線10号	約2.5ha	・野球少年団用具収納物置含む
27	末広小学校	末広6条2丁目	約1.9ha	・サッカー少年団用具収納物置含む ・野球少年団用具収納物置含む
28	愛宕小学校	豊岡8条6丁目	約2.6ha	・サッカー少年団用具収納物置含む
29	緑が丘小学校	緑が丘3条4丁目	約2.2ha	
30	神居東小学校	神居1条17丁目	約2.5ha	・クロスハントリースー少年団用具収納物置含む
31	東光小学校	東光17条6丁目	約2.4ha	・サッカー少年団用具収納物置含む ・スポーツ少年団用具収納物置含む ・放課後児童クラブ含む
32	陵雲小学校	末広1条7丁目	約2.7ha	・サッカー少年団物置含む ・野球少年団用具収納物置含む
33	忠和小学校	忠和4条4丁目	約2.4ha	・サッカー少年団物置含む ・野球少年団物置含む ・放課後児童クラブ含む
34	永山南小学校	永山9条6丁目	約3.0ha	・サッカー少年団用具収納物置含む ・放課後児童クラブ含む
35	末広北小学校	末広5条11丁目	約2.9ha	・サッカー少年団用具収納物置含む ・スポーツ少年団用具収納物置含む
36	緑新小学校	神楽岡4条5丁目	約1.3ha	・放課後児童クラブ含む

37	愛宕東小学校	豊岡7条9丁目	約2.9ha	・野球少年団用具収納物置含む ・放課後児童クラブ含む
38	共栄小学校	豊岡2条10丁目	約2.9ha	・PTA物品収納物置含む ・野球少年団用具収納物置含む ・放課後児童クラブ含む
39	明星中学校	東5条1丁目	約2.1ha	
40	光陽中学校	豊岡3条1丁目	約1.4ha	
41	六合中学校	末広3条2丁目	約1.9ha	
42	北門中学校	錦町15丁目	約2.1ha	
43	東光中学校	東光8条2丁目	約1.9ha	
44	永山中学校	永山7条19丁目	約2.7ha	・部活動の用具収納物置含む
45	旭川中学校	東旭川南1条6丁目	—	・旭川小学校と同敷地
46	神楽中学校	神楽6条12丁目	約3.7ha	
47	西神楽中学校	西神楽南2条4丁目	約3.7ha	
48	東鷹栖中学校	東鷹栖4条5丁目	約2.1ha	
49	緑が丘中学校	緑が丘3条4丁目	約2.4ha	
50	東陽中学校	豊岡2条7丁目	約2.8ha	
51	永山南中学校	永山町5丁目	約3.3ha	
52	広陵中学校	末広2条7丁目	約2.5ha	
53	東明中学校	東光16条7丁目	約3.2ha	
54	愛宕中学校	豊岡8条10丁目	約3.0ha	
55	忠和中学校	忠和1条4丁目	約2.9ha	

変更内容（案）
令和6年立地適正化計画改定及び令和7年小・中学校適正配置計画改定を経て、
将来にわたり必要な都市機能である小中学校を都市計画学校として追加決定する。

旭川圏都市計画学校の変更について



都市計画学校とは

【都市計画学校】

- ① 学校を将来の都市における必要な施設として、配置・規模が明確に示され、原則として、学校関連施設以外の建築が認められなくなることで、日常生活に必要な学校の持続が図られる。
- ② 長期的視点から、都市計画事業による計画的な施設整備や改修を展開することが可能となる。

【都市計画決定する上での考え方等】

- ① 都市生活にとって必要不可欠なサービスである、教育文化、医療、社会福祉の各施設の計画的配置及びその整備は極めて重要であり、必要に応じてこれら都市施設を都市計画に定めることが望ましい。
- ② 都市全体あるいは地域にとって必要性又は公益性が高い施設については、積極的に都市計画決定することが考えられる。

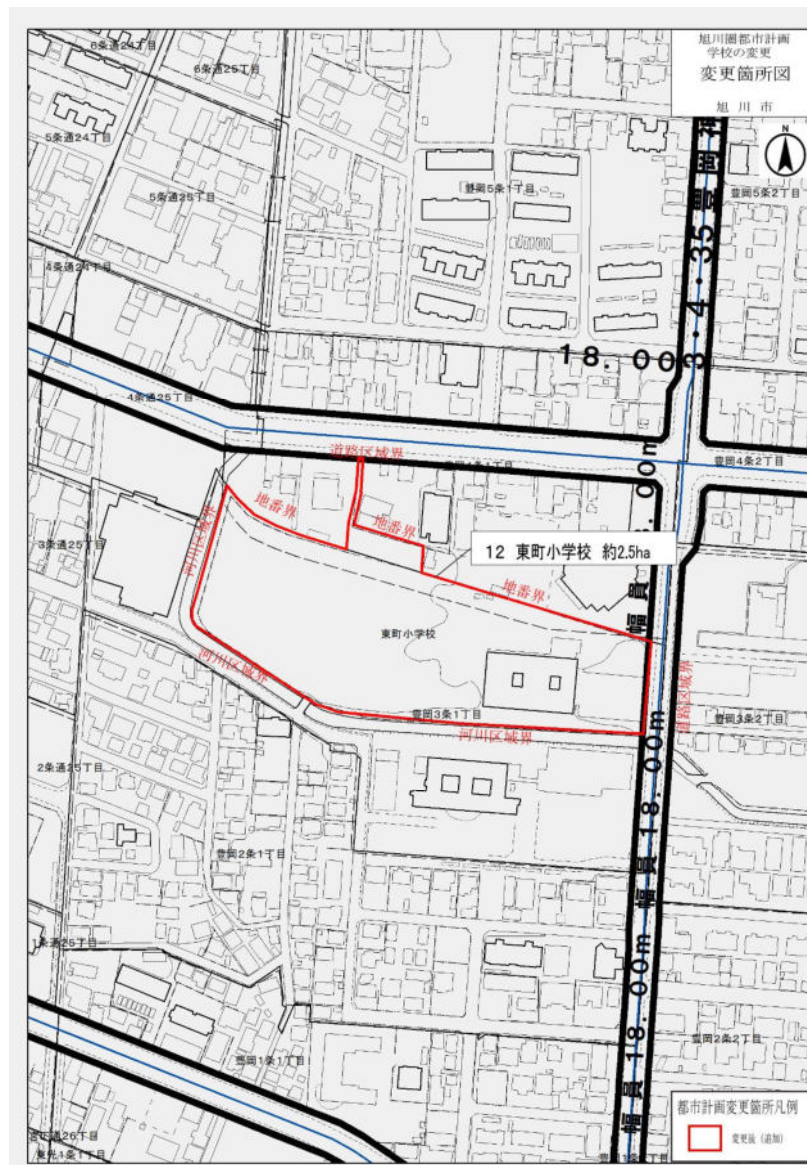
審議のポイント

都市計画変更の内容が、都市計画マスタープラン・立地適正化計画等が目指している都市の目標に沿ったものであるか。

旭川圏都市計画学校の変更について



都市計画決定区域

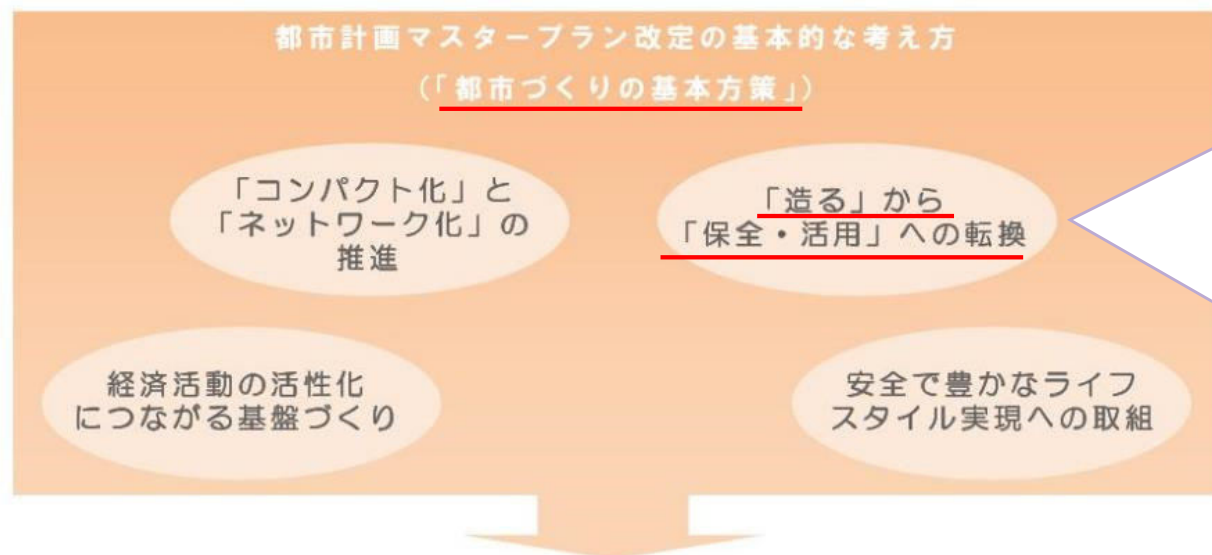


旭川圏都市計画学校の変更について



都市計画決定理由①

既存ストックの有効活用

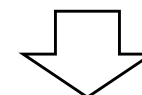


都市計画マスタープランにおける都市整備の目標

持続可能で安心快適なまちづくり

将来を見据えた都市機能を維持しつつ、
誰もが安心して快適な生活環境の形成を目指します

これまでに整備してきた都市基盤や都市機能をはじめとする既存ストックの有効活用が求められている。



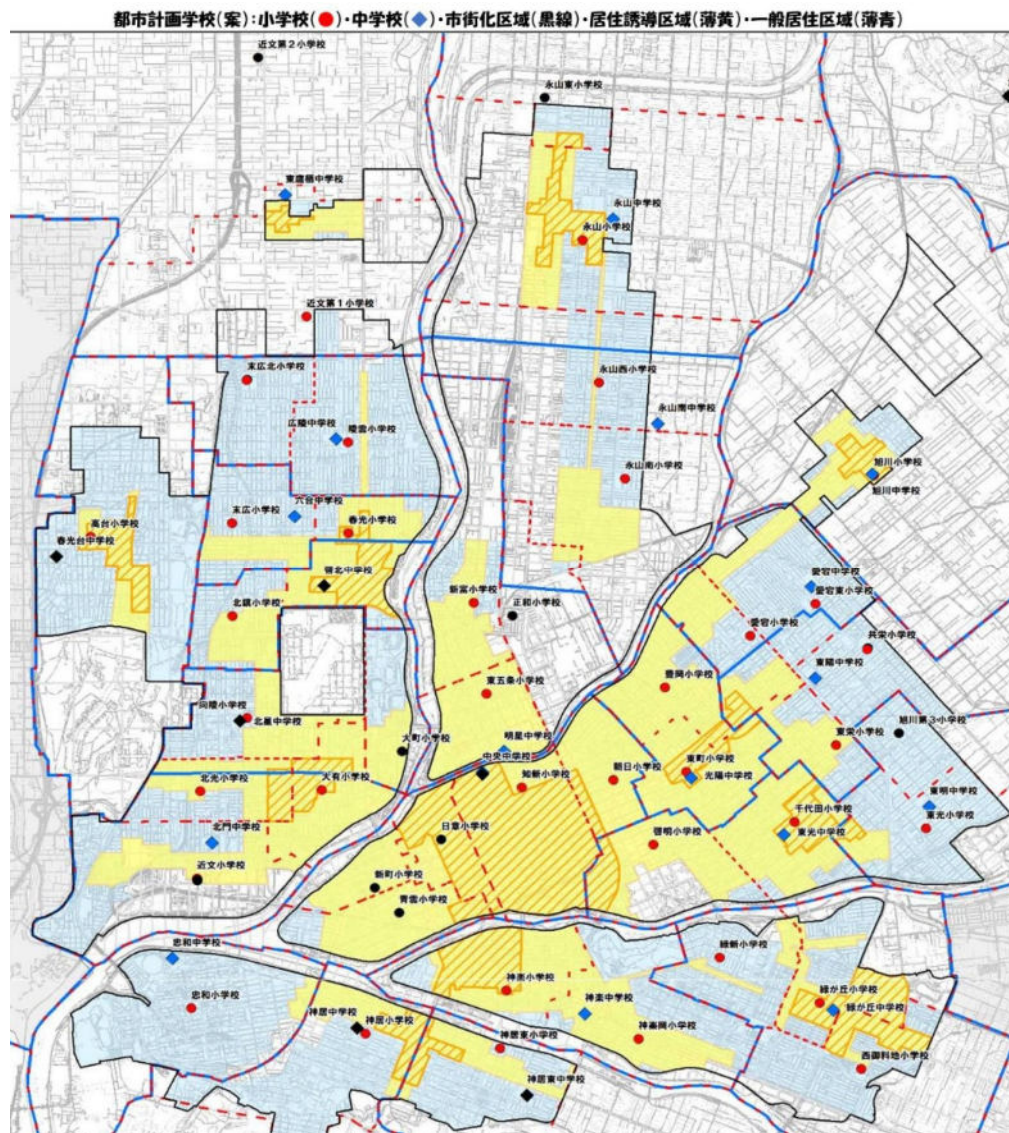
地域の実情や小中学校の持つ役割を踏まえ、日常生活に必要な都市機能の維持を図る。

旭川圏都市計画学校の変更について



都市計画決定理由②

コンパクトな都市空間形成と教育環境の持続

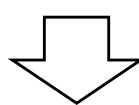


○旭川市立地適正化計画

今後の急激な人口減少や少子高齢化に対応するため、都市の骨格となるエリアへ居住誘導を図り、人口規模に見合った、よりコンパクトな都市空間を形成するための「居住誘導区域」、ゆとりある住環境の維持を図る「一般居住区域」を設定。

○旭川市立小・中学校適正配置計画

少子化に対応し、児童生徒にとってより良い教育環境を将来にわたって持続することが可能となるよう学校の統廃合や通学区域の見直しに取り組む。



両計画に基づいた対象校を都市計画決定することにより、居住の誘導と将来にわたって学校機能の持続が図られる

条件1：居住誘導区域及び一般居住区域内の児童生徒が通う学校

条件2：長期にわたり、現在の統廃合対象校の規模を下回らない学校

旭川圏都市計画学校の変更について



都市計画の方針

方針①旭川圏都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（北海道）

「Ⅲ 2（3）その他の都市施設」

・ ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適正な維持管理を継続するとともに、適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

方針②旭川市都市計画マスタープラン

「第3節 1 - 1 計画的な土地利用の誘導」

基本方針

地域核拠点や生活利便拠点の適切な配置やこれと連携した公共交通体系の機能充実に取り組み、医療・福祉・商業・教育などの都市機能や居住の集積を誘導し、各地域住民の生活圏における利便性を確保します。

施策の方向

- ・ 市民文化系施設や学校など公共施設の適正配置
- ・ 都市機能や居住機能の立地適正化の推進

旭川圏都市計画学校の変更について



都市計画の方針

方針③旭川市立地適正化計画

「4－2〔2〕居住に関する方針」

地域核拠点とその周辺においては、既に備わっている都市機能（基幹的な病院や高校・大学）や公共交通等を今後も効率的かつ持続的に活用していくため、集合住宅の立地や一定規模以上の宅地開発等の誘導を促進し、一定の人口を確保することにより、都市の骨格となる人口密度の高い居住地の形成を目指します。

「5－2〔3〕都市機能等の配置の方針」

都市機能誘導区域における誘導施設の設定に加え、地域の実情や施設の持つ役割を踏まえ、日常生活等に必要な都市機能の維持を図っていくため、区域分類に応じた居住や都市機能の配置の方針を次のとおり整理します。

種別	施設	配置方針	居住誘導区域		一般居住区域
			都市機能誘導区域	地域核拠点	
教育機能	小学校・中学校	日常生活に必要な施設であり、市内全域	○	○	*

◎、○、□は配置が望ましい施設（◎←○←□の順で優先）を示す。

*は地域の実情に応じて維持が必要となる施設を示す。

旭川圏都市計画学校の変更について



今後のスケジュール

事 項	時 期	備 考 (予定)
旭川市都市計画審議会	令和 7 年 8 月 2 6 日	事前報告
北海道事前協議	令和 7 年 9 月上旬～	
案の縦覧	令和 7 年 1 0 月中旬～ 1 0 月下旬	
旭川市都市計画審議会	令和 7 年 1 1 月中旬	審議
北海道知事協議	令和 7 年 1 1 月下旬～	
都市計画決定	令和 7 年 1 2 月中旬	